

議案第十九号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 港区長 清家愛

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、同条第三項各号列記以外の部分中「定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

付則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説明）

管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大等をするため、本案を提出いたします。